

水戸市子ども読書活動推進計画
(第2次)

水戸市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の位置付け	1
第3 計画期間	2
第2章 現況と課題	3
第1 第1次計画の目標達成状況	3
第2 家庭における読書活動の促進に向けた取組	4
第3 地域における読書活動の促進に向けた取組	5
第4 学校における読書活動の促進に向けた取組	6
第5 市立図書館における読書活動の促進に向けた取組	7
第3章 計画の基本的方向	8
第1 目指す姿	8
第2 計画の目標	8
第3 基本方針	9
第4 施策の体系	10
第4章 施策の展開	12
基本方針1 読書の必要性についての理解の促進	12
基本施策 1 読書活動のすすめ	12
基本施策 2 子どもの読書についての理解の促進	13
基本施策 3 子どもの本に関する知識の普及	14
基本方針2 読書に親しむことのできる環境の充実	15
基本施策 1 家庭の読書環境の充実	15
基本施策 2 保育所、幼稚園等の読書環境の充実	16
基本施策 3 学校の読書環境の充実	17
基本施策 4 図書館の読書環境の充実	18
基本方針3 子どもの自発的な読書に対する支援	19
基本施策 1 子どもの自発的な読書への動機付け	19
基本施策 2 市立図書館の利用促進	20
基本施策 3 ボランティア活動の促進	22
第5章 推進体制と進行管理	23
第1 推進体制	23
第2 進行管理	23

参考資料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律…………… 24
- 2 学校図書館法 …………… 27

第1章 計画策定の基本的事項

第1 計画策定の趣旨

近年のスマートフォンやタブレットパソコン等の普及に伴い、紙の図書を読むことが主流であった子ども^{※1}たちの読書にも、電子書籍やオーディオブックなどの多様な選択肢が生まれています。

しかしながら、読書の形が変化しても、様々な作品に出会い、言葉を学び、感性を磨き、表現力を身につけることは、人生を豊かに生きるための基礎となるものです。

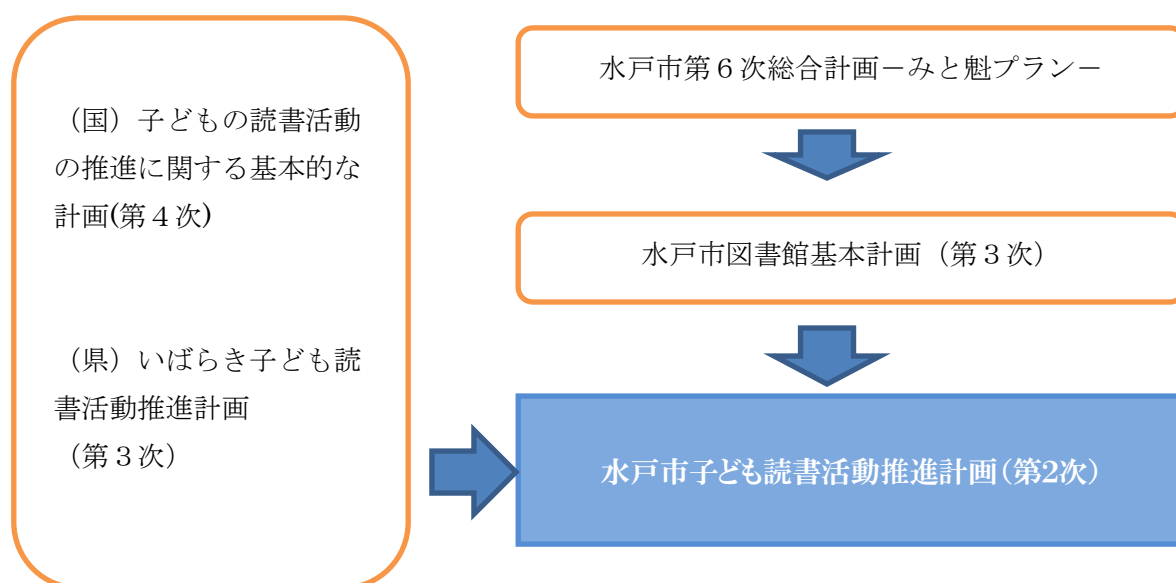
本市においては、2016（平成28）年度に水戸市子ども読書活動推進計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、子どもの図書館登録率や一人当たりの年間貸出点数を増加させるなど、子どもの読書に関わる取組を推進してきました。

本計画は、第1次計画の成果や課題、諸情勢の変化等を検証しながら、子どもたちの日常生活における読書活動を一層促進するために策定するものです。

第2 計画の位置付け

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第4条に基づく計画であり、国が策定した子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次）や県が策定したいばらき子ども読書活動推進計画（第3次）の内容を踏まえるとともに、上位計画である水戸市第6次総合計画、水戸市図書館基本計画（第3次）との整合を図りながら、本市における子どもの読書活動の推進に関する具体的な施策を定めるものです。

計画の位置付け



※1 子ども：本計画の対象となる子どもは0歳から18歳までとします。

第3 計画期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。
ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 現況と課題

第1 第1次計画の目標達成状況

第1次計画では、本市の子どもたちが日常生活の中でより多くの本と出会い、自発的な読書を行うことで、生きる力と豊かな感性を育んでもらえるよう、読書の必要性についての理解の促進や読書環境の充実、読書活動への支援に関する施策を位置付けるとともに、施策の成果や効果を具体的な数値として表すため、三つの目標を設定しました。

三つの目標のうち、子どもの図書館登録率については、目標値45%に対して令和元年度末時点において39%となっています。また、児童書の年間貸出点数は、目標値60万点に対して、約53万点となっています。一方、市内の子ども一人当たりの年間貸出点数は6.1点と目標値の6.0点を上回っています。

目標指標値 達成状況

指標	目標値 第1次計画	実績値 2019（令和元）年度末
水戸市子どもの図書館登録率	45%	39%
児童書の年間貸出点数	600,000点	529,705点
水戸市の子ども一人当たりの 年間貸出点数	6.0点	6.1点

令和2年3月2日～3月31日まで臨時休館

第2 家庭における読書活動の促進に向けた取組

1 取組状況

① 市内の乳児への絵本の配布

絵本を通じた親子のふれあいの時間が持てるよう、親子で絵本事業^{※2}として市内の乳児（0歳児）に絵本を配布しました。

② 親子で絵本の読書活動をすすめるリーフレットや絵本のリストの配布

家族で本を読む楽しさを伝えるため、親子で絵本事業の実施時に、ボランティアの協力を得ながら、絵本のリスト、利用案内などを配布しました。

③ 絵本を紹介する講座の開催

地域の乳幼児学級や出前講座の際に、本を読む楽しさを伝えるため、本の紹介などを行いました。

2 課題

親子で絵本事業は、市立図書館窓口のほか、市保健所との連携により、7か月児育児相談に訪れる親子に絵本を配布しています。しかしながら、子どもが泣き出すことを心配して図書館への来館をあきらめる保護者や近年における市保健所の育児相談に訪れる親子の減少により、乳児（0歳児）への絵本の配布率^{※3}も減少傾向にあります。

そのため、市立図書館において、親子が気軽に参加できる事業の実施や様々な施設等で絵本の配布機会の拡充を図り、家庭での読書のきっかけづくりを充実させる必要があります。

親子で絵本事業 実施状況

	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
配布率	91%	91%	79%	85%

※2 親子で絵本事業：赤ちゃんの時から絵本に接し、言葉と心を育てる役に立てようという運動として各自治体で実施されているブックスタート運動を取り入れた市の事業。平成18年から図書館や乳児健診等で市内の乳児に絵本を配布。

※3 絵本の配布率：市内の7か月児人数に占める絵本を受け取った乳児の割合

第3 地域における読書活動の促進に向けた取組

1 取組状況

① ボランティアとの協働によるおはなし会の開催

子どもが身近な地域で様々な本に出合えるよう、ボランティアとの協働によるおはなし会を図書館などで定期的に開催しました。

② 絵本の読み聞かせ講座の開催

読み聞かせボランティアを希望する市民を対象に、絵本の選び方や読み聞かせのスキルを学ぶ講座を開催しました。

③ 読み聞かせボランティアへの図書館資料の団体貸出

地域の施設や保育所、幼稚園など、子どもたちが多くの時間を過ごす場所において、読み聞かせを通して本に出合えるよう、図書館資料の団体貸出を行いました。

2 課題

身近な地域で行われるおはなし会は、子ども同士がふれあえる機会であり、また、一緒に本を読む楽しさを感じ、様々な本に出合える機会でもあります。

今後もおはなし会等の開催を続けていくためには、現在活動を続けているボランティアや新たにボランティアを希望している市民を対象に、スキルアップを図るための講座や研修の開催、ボランティア同士が交流できるような事業の実施が必要です。

また、乳幼児向けに、保育所、幼稚園などの身近な場所に絵本を配置するなど、様々な本に出合うきっかけが得られる環境をつくるのが大切です。

第4 学校における読書活動の促進に向けた取組

1 取組状況

① 児童生徒の読書活動の推進

児童生徒の読書活動の推進のため、「朝の一斉読書」※4、「みんなにすすめたい1冊の本事業」※5、保護者や地域の方々による読み聞かせ、ブックトーク※6等を行いました。

② 学校図書館資料の整備、充実

児童生徒が様々な本に出合えるよう、学習に役立つ図書や知識を広げる絵本等を収集するなど、学校図書館資料の整備や充実を図りました。

③ 学校図書館運営の充実

学校図書館支援事業として、学校図書館支援員が市立小・中・義務教育学校を巡回し、学校図書館蔵書のデータベース化や図書の購入・廃棄の支援、配架方法の変更、テーマによる展示の実施、図書コーナーの設置など、児童生徒の読書環境の充実を図りました。

④ 学校への図書館資料の団体貸出

学級文庫や教科学習への図書館資料の活用に向けて、市立図書館から学校に団体貸出を行いました。

2 課題

学校における読書活動の中で児童生徒が様々な本と出会い、日常的に読書に親しむことは、言葉での表現方法を身につけ、自分の考えを深めていく上で有効です。そのため、今後も学校図書館の整備充実を図りながら、これらの活動を続けていく必要があります。

また、スマートフォン、タブレットパソコン等の普及により、子どもの電子書籍を利用する機会の増加が予想されることから、調べ学習に役立つ電子書籍の情報を集めたパスファインダー※7を作成するなど、電子書籍に対応した読書環境の充実を図ることが必要です。

※4 朝の一斉読書：学校で朝のホームルームの時間などに全校一斉に読書をする活動。

※5 みんなにすすめたい一冊の本事業：県教育委員会が小学校4年生以上の児童生徒を対象に実施している事業。読書量に応じて、賞状が授与される。

※6 ブックトーク：複数の聞き手に一定のテーマに沿って、複数の本を紹介して薦める活動。

※7 パスファインダー：あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書や情報源、その探し方をまとめた資料又はホームページ。

第5 市立図書館における読書活動の促進に向けた取組

1 取組状況

① 児童書の収集

子どもが年齢や興味に応じて本を選択できるよう、赤ちゃん向けの絵本や知識を広げる科学の絵本、児童向けに書かれた物語、おはなし会に使用する大型絵本など、様々な児童書を収集しました。

② 年齢に合わせた図書リストの作成・配布

子どもや保護者が、多数出版される児童書の中から年齢にあった図書に出合えるよう、推薦図書のリストを作成し、市立小・中・義務教育学校、各図書館等を通して配布しました。

③ 赤ちゃん向けの図書やヤングアダルト^{※8}コーナーの整備

来館した子どもや保護者が年齢や興味にあった本を選べるよう、赤ちゃん向けの図書や中学生、高校生向けに推薦する図書のコーナーを整備しました。

④ 子どもの読書に関する講演会の開催

子どもの成長に関わる市民が、読書の大切さや子どもの本に関する知識を学べるよう、絵本作家を招いた講演会を開催しました。

⑤ 子ども向けの行事の開催

子どもが図書館に来館し、読書に興味を持てるようよう、絵本のパネル展、工作教室、ぬいぐるみのおとまり会など、多彩な行事を開催しました。

2 課題

図書館は、子どもたちの読書意欲や読書習慣の形成に向けて豊富な蔵書を整備するとともに、子育てをする上で保護者が必要とする情報を提供し、さらには子どもたちへの読み聞かせボランティア活動を支援するなど、地域の子どもの読書活動にとって中心的な役割を担っています。

そのため、今後も図書館が有効に活用されるよう、児童書の充実や子どもを対象とした行事の実施、推薦図書リストの配布、インターネットやSNSによる情報発信など、読書活動に関する積極的な取組やPRが必要となります。

※8 ヤングアダルト：中学生、高校生世代の青少年。

第3章 計画の基本的方向

第1 目指す姿

本計画では、様々な社会情勢の変化の中にあっても、子どもたちが日常生活の中でより多くの本と出合うことにより、生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、目指す姿を次のとおりと定めます。

子どもの読書活動への理解を深め、読書環境を充実させ、
自発的に読書をする子どもを育てるまち・みと

第2 計画の目標

具体的な目標として次の指標を設定します。

指標	現況値	目標値
	2019（令和元）年度末	2023（令和5）年度末
水戸市の子どもの図書館登録率	39%	45%
児童書の年間貸出点数	529,705 点	610,000 点
水戸市の子ども一人当たりの年間貸出点数	6.1 点	7.0 点

第3 基本方針

目指す姿の実現に向け、基本方針を次のとおり定めます。

基本方針 1 読書の必要性についての理解の促進

子どもたちが本に親しむ習慣を身につけるためには、保護者をはじめ、子どもにとって最も身近な存在である方々が、子どもと一緒に読書を楽しみながら、楽しさを分かち合い、読書に親しむことが重要です。そのため、保護者だけでなく、子どもの成長に関わる人々に向け、読書の必要性についての啓発を図ります。

基本方針 2 読書に親しむことのできる環境の充実

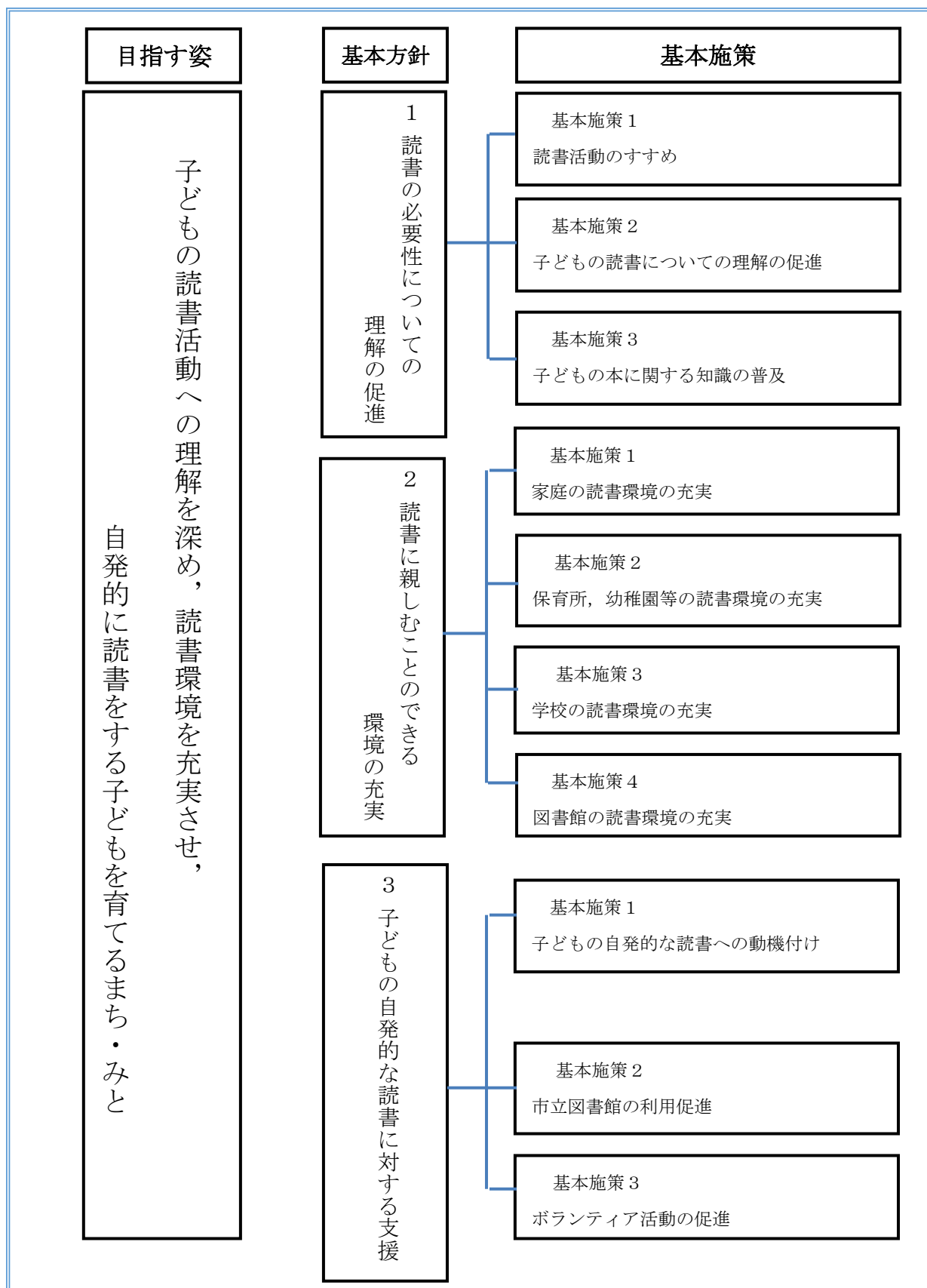
子どもが様々な場や機会を通して、面白いと思える本やためになる本に出合えるよう、家庭における読書の働きかけを行うとともに、保育所、幼稚園、学校、図書館において、読書に親しむ環境の充実を図ります。

基本方針 3 子どもの自発的な読書に対する支援

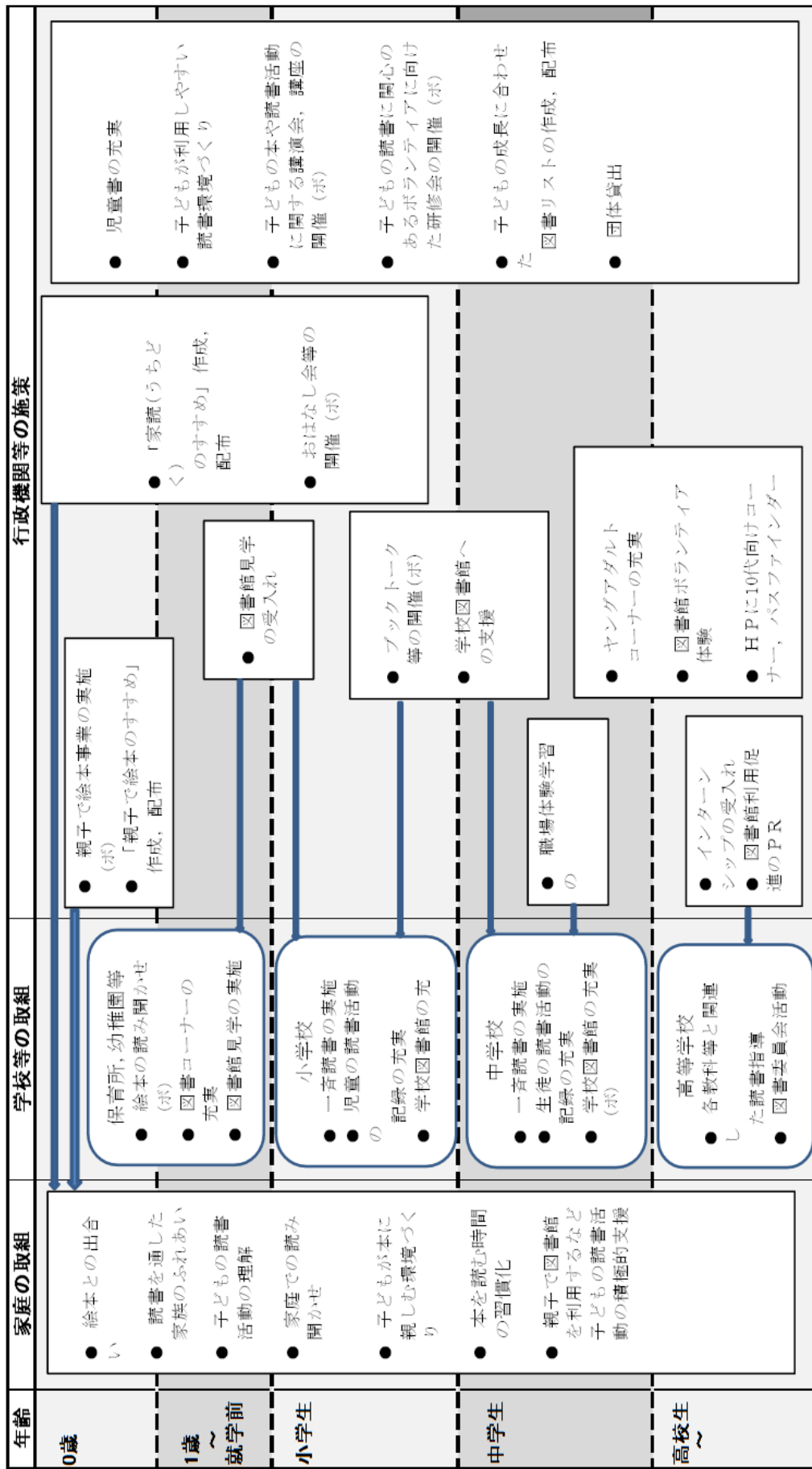
子ども自らが、読書に興味・関心を持ち、読書意欲を高めるとともに、目的や必要に応じた読書活動を進められるよう、保育所、幼稚園等、学校、図書館、ボランティアが連携し、子どもの発達段階に応じた働きかけを行い、読書に対する興味を継続して持てるよう支援します。

第4 施策の体系

三つの基本方針に基づいた施策の体系を次のとおりとします。



子どもの成長段階と主な具体的施策の関連図



(ボ)…ボランティアとの協働事業

子どもの読書活動に対する理解を深め、読書環境を充実させ、自発的に読書をする子どもを育てるまち・みと

第4章 施策の展開

基本方針 1 読書の必要性についての理解の促進

基本施策 1 読書活動のすすめ

【基本的方向】

乳幼児期は様々な言葉を覚えていくとともに、人間関係の基礎となる豊かな心情や物事に自分から関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度等が養われる時期です。そのため子どもの身近にいる保護者や保育者など、子どもの成長に関わる全ての人々に対して、読み聞かせの大切さや意義を広く伝え、読書活動が一層進むよう努めます。

【具体的施策】

① 親子で絵本（ブックスタート）事業の実施

絵本を通して親子のふれあいの時間を持てるよう働きかけるため、ボランティアと協働で、市立図書館等において絵本を配布します。

② 子どもの読書についてのリーフレットの作成・配布

子どもたちが絵本や物語と出会い、想像を膨らませながら多くの言葉にふれることで、言語感覚を養うとともに、豊かな情操を育むことができるようになります。

そのため、読書活動が一層進むよう、絵本を読むことの意義を説くリーフレット「親子で絵本のすすめ」を作成し、親子で絵本事業^{※2}の開催時や子育て関係施設等で配布します。

③ 家庭における読書活動の支援

子どもを持つ家庭において、読書を通じたふれあいの時間が持てるよう、本の選び方や読み聞かせの方法などを紹介する講座を開催するとともに、読書を通じた家族間のコミュニケーションを勧めるリーフレット「家読(うちどく)のすすめ」を作成し、配布します。また、保育所、幼稚園等において保護者参加の読み聞かせ会等を実施するなど、保護者への啓発活動に努めます。

基本施策 2 子どもの読書についての理解の促進

【基本的方向】

読書習慣を身につけることは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、人生をより深く生きる上で欠くことができないものです。

そのため、子どもだけでなく、保護者や保育士、ボランティアなど、子どもの成長に関わる全ての人々を対象に、読書についての理解を深める機会の充実を図ります。

【具体的施策】

① 子どもの読書に関する講演会や講座の開催

子どもの読書の必要性に関する理解を深めるよう、作家や編集者、教育関係者などの専門家を招いた講演会や年齢に合わせた児童書を紹介する保護者向けの講座をボランティアと協働で開催します。

② 子どもの読書についての啓発活動

子どもにとって読書が必要であることの理解を深めるため、ショッピングセンターや駅等の市民が多く訪れる施設などに、啓発事業に関するポスターを掲示するとともに、広報みやブログ、SNSなどで情報を発信するなど、啓発活動を積極的に行います。

基本施策 3 子どもの本に関する知識の普及

【基本的方向】

絵本や知的好奇心を満たす知識・科学の本，文学など，様々な種類の本が出版されていることから，たくさんの本の中から子どもの成長に合わせた本を選ぶためには，本を知ることが大切です。

そのため，年齢別図書リストを作成し，配布するほか，子どもの本を紹介する講座を開催するなど，子どもの本に関する知識の普及に努めます。

【具体的施策】

① 推薦図書リストの作成・配布

様々な本の中から，子どもの年齢や興味，関心に合わせた本を選ぶ際の参考になるよう，発達段階に応じた図書リストなどを作成し，配布します。

② 読み聞かせ講習会やいきいき出前講座^{※9}の実施

保護者や新たにボランティアを始めたいと考えている市民，子どもの読書に関心を持つ市民を対象に，子どもの本に関する知識を深め，読み聞かせを行う際の本の選び方などを紹介する講習会やいきいき出前講座等を開催します。

※9 いきいき出前講座：希望する市民グループ等に対して，水戸市の職員がその専門的知識・技術を生かし，講師になって行う講座。

基本方針 2 読書に親しむことのできる環境の充実

基本施策 1 家庭の読書環境の充実

【基本的方向】

家庭において読み聞かせを行うことや本の感想を話し合うことで、子どもが家族と読書の楽しさを共有するなど、読書活動がより身近なものとなります。

そのため、絵本や保護者への推薦図書リストの配布、親子向けのおはなし会の開催など、家庭での読書活動を推進します。

【具体的施策】

① 親子で絵本（ブックスタート）事業の実施

絵本を通して親子のふれあいの時間を持てるよう働きかけるため、ボランティアと協働で、市立図書館等において絵本を配布します。

（再掲 p12 基本方針1 基本施策1 具体的施策①）

② 子どもの読書についてのリーフレットの作成・配布

子どもたちが絵本や物語と出会い、想像を膨らませながら多くの言葉にふれることで、言語感覚を養うとともに、豊かな情操を育むことができるようになります。

そのため、読書活動が一層進むよう、絵本を読むことの意義を説くリーフレット「親子で絵本のすすめ」を作成し、親子で絵本事業^{※2}の開催時や子育て関係施設等で配布します。

（再掲 p12 基本方針1 基本施策1 具体的施策②）

③ 家庭における読書活動の支援

子どもを持つ家庭において、読書を通じたふれあいの時間が持てるよう、本の選び方や読み聞かせの方法などを紹介する講座を開催するとともに、読書を通じた家族間のコミュニケーションを進めるリーフレット「家読(うちどく)のすすめ」を作成し、配布します。また、保育所、幼稚園等において保護者参加の読み聞かせ会等を実施するなど、保護者への啓発活動に努めます。

（再掲 p12 基本方針1 基本施策1 具体的施策③）

④ 子どもの読書に関する講演会や講座の開催

子どもの読書の必要性に関する理解を深めるよう、作家や編集者、教育関係者などの専門家を招いた講演会や年齢に合わせた児童書を紹介する保護者向けの講座をボランティアと協働で開催します。

（再掲 p13 基本方針1 基本施策2 具体的施策①）

基本施策 2 保育所、幼稚園等の読書環境の充実

【基本的方向】

保育所、幼稚園等は、家庭と違い、多人数の子どもと一緒に過ごす環境で読書活動を行っています。そのため、友達と一緒に絵本や物語の世界を楽しむなど、読書の機会が少しずつ増えてきます。

今後も、保育所、幼稚園等で過ごす子どもが多様な本と出合えるよう、保育所、幼稚園等に団体貸出を行うとともに、親子向けのおはなし会や絵本の読み聞かせ等の企画事業を実施するなど、読書環境の充実に努めます。

【具体的施策】

① 保育所、幼稚園等における児童書の充実

保育所、幼稚園等の子どもたちが読書に親しむことができるよう、図書館から団体貸出を行い、児童書の充実に努めます。

② 保育所、幼稚園等における絵本の読み聞かせの実施

保育所、幼稚園等の子どもや保護者に対して読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及するため、親子向けのおはなし会や絵本の読み聞かせを実施します。

③ 保育所、幼稚園等と市立図書館の連携

保育所、幼稚園等で過ごす子どもたちがより読書を楽しめるよう、保育所、幼稚園等と市立図書館が連携し、図書館の見学、保育所、幼稚園等の職員を対象とした読み聞かせの研修会を実施するなど、子どもが本に親しむ環境づくりに努めます。

基本施策 3 学校の読書環境の充実

【基本的方向】

読書に親しみを覚え、読書習慣を身につけるためには、児童生徒が多く時間を過ごす学校での読書環境の充実が必要です。また、様々な学習等に対応できる資料を備えた学校図書館を運営することも大切です。

そのため、市内の小・中・義務教育学校の学校図書館の環境整備を一層進めるため、学校図書館支援員と学校図書館担当教諭、ボランティア等が連携し、学校図書館蔵書のデータベース化を進めるとともに、授業における調べ学習の支援など、児童生徒の読書環境の充実に努めます。

【具体的施策】

① 児童生徒の読書活動の推進

児童生徒が互いの読書経験を共有することで様々な本に出合えるよう、「みんなにすすめたい1冊の本」事業^{※5}、ブックトーク^{※6}等に取り組みます。また、授業における調べ学習の支援等を進めるため、市立図書館資料等の図書の貸出を行うとともに、タブレットパソコン等で閲覧する電子書籍の充実や市立図書館の郷土資料を紹介したホームページの作成に取り組みます。

② 市内の小・中・義務教育学校の学校図書館資料の整備、充実

学校図書館資料が、授業における調べ学習などに役立つよう、図書の貸出等の利便性を高める蔵書のデータベース化を図るとともに、図書の購入・廃棄の支援、資料提供を図る物流ネットワークの手法を検討するなど、学校図書館の読書環境の整備に努めます。

③ 市内の小・中・義務教育学校の学校図書館運営の充実

学校図書館蔵書管理システムを活用しながら、学校図書館の運営改善に努めるとともに、読み聞かせ、ブックトーク、調べ学習の支援、図書館利用オリエンテーションを実施するなど、児童生徒及び教員による学校図書館の活用を促進します。

基本施策 4 図書館の読書環境の充実

【基本的方向】

図書館は子どもにとって、自由に本を選び、読書を楽しむことができる場であるとともに、調べ学習等により情報収集の方法を学ぶ場でもあります。様々な年代の子どもが、魅力ある本に出合えるよう、読書環境の整備に努めます。

【具体的施策】

① 児童書の整備，充実

児童書の充実を進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもや外国語を母語とする子どもが読書の喜びを味わうことができるよう、布の絵本、点字絵本、外国語の児童書などの充実に努めます。

また、テーマ別の児童書コーナーを設置するなど、子どもや保護者が資料を手に取りやすい図書コーナーの充実に努めます。

② 赤ちゃん向け図書コーナーの充実

赤ちゃんとその保護者が一緒に読める絵本を整備するなど、赤ちゃん向け図書コーナーの充実に努めます。

③ ヤングアダルト^{※8}コーナーの充実

主として中学生、高校生世代のニーズに即した図書や雑誌等の資料を集めたヤングアダルトコーナーの充実に努めるとともに、交流の場となるスペースの設置を進めます。

④ 団体貸出用児童図書の充実

市内の小・中・義務教育学校をはじめ、保育所、幼稚園等の読書活動支援のため、団体貸出用児童図書の充実に努めます。

基本方針 3 子どもの自発的な読書に対する支援

基本施策 1 子どもの自発的な読書への動機付け

【基本的方向】

幼児期の受け身の読書から、自らが興味のある本を探して読む主体的な読書に移行させるため、興味や関心が持てる内容の本を紹介することや読書の楽しさを体験する機会を増やすなど、保護者や学校などが、子どもに読書の動機付けを行う必要があります。

そのため、子どもに対し、読書に関心を持つきっかけとなる行事を開催するとともに、読書体験を通した子ども同士の交流を図るなど、子どもの自発的な読書活動の機会の充実に努めます。

【具体的施策】

① 推薦図書リストの作成・配布

様々な本の中から、子どもの年齢や興味、関心に合わせた本を選ぶ際の参考になるよう、発達段階に応じた図書リストなどを作成し、配布します。

(再掲 p14 基本方針 1 基本施策 3 具体的施策①)

② 子ども向け行事の開催

子どもが読書に興味を持てるよう、絵本の読み聞かせやおはなし会、ブックトーク^{※6}など、読書に関心を持つきっかけとなる事業をボランティアと協働で開催します。

また、障害のある子どもがより読書に親しめるよう、障害の特性や発達段階に応じた資料の紹介を行うとともに、市内に在住する外国の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料を収集し、多言語のおはなし会などを開催します。

③ 一斉読書の実施

子どもたちが本に慣れ親しむ読書の時間を確保できるよう、市立小・中・義務教育学校における一斉読書の普及・拡充に努めます。

④ 読書体験をした子ども同士の交流

市立図書館や市立小・中・義務教育学校において、図書の紹介文や紹介画の作成、発表会、ビブリオバトル^{※10}の実施など、子どもが自分の好きな本を紹介し、読書体験を共有できる機会を設けます。

※10 ビブリオバトル：発表者が面白いと思った本をプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。

基本施策 2 市立図書館の利用促進

【基本的方向】

子どもの自発的な読書活動を推進するため、家庭・地域・学校における読書活動を支援します。

【具体的施策】

① 乳幼児の利用促進

乳幼児の子どもを持つ保護者が、子どもの泣き声等に気兼ねすることなく、図書館を利用できる環境づくりに努めます。また、図書館内に乳幼児を持つ保護者をサポートする専門員を置き、おすすめ絵本の紹介や読み聞かせを行うなど、図書館を通じた子育て支援や交流の場づくりを進めます。

② 保育所、幼稚園等の図書館見学会の実施

図書館利用のきっかけづくりのため、保育所、幼稚園等の園外保育の機会を捉え、図書館訪問を取り入れてもらえるようPR等に努めます。

③ 児童向け図書館利用案内の作成、配布

市立図書館に興味を持ち、その後の利用につなげるため、親しみやすい児童向け図書館利用案内を作成、配布します。

④ 児童の図書館理解の促進

児童向け図書館行事の「一日図書館員」を継続するとともに、子ども司書講座等の開催を通して児童の図書館への理解が一層深まるよう働きかけていきます。

また、自ら図書館を使い、課題を調べることができるよう、郷土に関する調べ学習に役立つ小冊子やパスファインダー^{*7}などを作成し、「水戸まごころタイム」^{*11}等の機会を通して配布します。

⑤ ヤングアダルト^{*8}コーナーの充実

主として中学生、高校生世代のニーズに即した図書や雑誌等の資料を集めたヤングアダルトコーナーの充実に努めるとともに、交流の場となるスペースの設置を進めます。

(再掲 p18 基本方針2 基本施策4 具体的施策③)

⑥ 図書館体験による中学生、高校生世代の図書館理解の促進

「本に関わる仕事がしたい」と考えている中学生、高校生世代の青少年に対し、図書館への理解を深めてもらえるよう、市内の中学校、高等学校が実施する職場体験学習やインターンシップ学習を積極的に受け入れます。また、図書館のボランティア体験の機会を設け、図書館理解の向上に努めます。

^{*11} 水戸まごころタイム：市立小・中・義務教育学校の子どもたちが水戸の特色ある学習内容等を学ぶ時間。

⑦ 読書活動につなげる中学生，高校生世代の青少年に向けた図書館PR

図書館に興味を持ってもらい，読書活動につなげるため，市立図書館内やホームページにヤングアダルト^{※8}コーナーを設け，中学生，高校生から募った同世代向けに推薦する本，CD，DVD等の紹介，図書館ボランティア体験の様子等を掲載するなど，図書館利用を促すPRに努めます。

⑧ 図書館ホームページの充実（新規）

ホームページに，図書館サービス，おすすめの本，行事の案内等を掲載するなど，より一層の図書館利用と読書活動の促進に努めます。

また，郷土に関する調べ学習に役立つ情報を整理し，学習に活用できるようパスファインダー^{※7}を作成するなど，ホームページの充実を図ります。

基本施策 3 ボランティア活動の促進

【基本的方向】

絵本の読み聞かせやブックトーク^{※6}など、子どもを対象とする図書館ボランティアの活動は、専門的な知識や技能を必要とするため、講座や研修会を実施し、ボランティアの育成に努めます。

【具体的施策】

① ボランティアの活動支援

ボランティア同士が交流し、それぞれの活動の中で得た知識などを生かすことができるよう、情報交換会を開催するとともに、記録集を作成するなど、ボランティア活動を支援します。また、ボランティアの自主的な勉強会への講師派遣やスキルアップのための研修会を開催します。

② 市内の地域文庫や読み聞かせボランティア団体との連携

市立図書館では、市内の地域文庫や読み聞かせボランティア団体などの子どもの読書活動を支援する団体との連携を強化するとともに、それらの団体が活発に活動していけるよう、会場の提供、団体活動のPR等の支援に努めます。

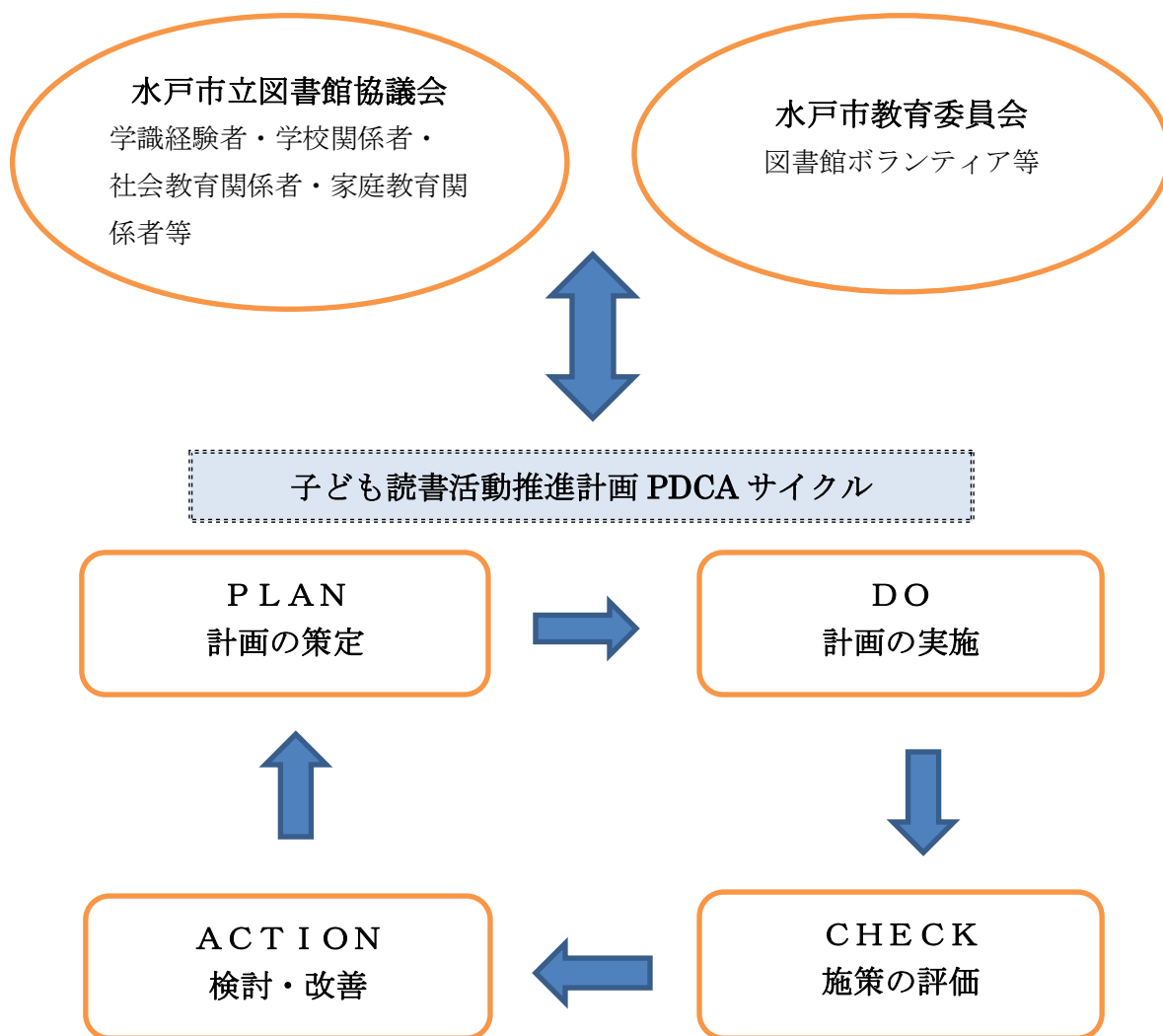
第5章 推進体制と進行管理

第1 推進体制

本計画の推進に当たっては、図書館法第14条に規定する図書館の運営に関する中央図書館長の諮問機関である水戸市立図書館協議会の意見を聴きながら、水戸市教育委員会を中心に関係各課と連携し、図書館ボランティア等との協議により各施策に取り組みます。

第2 進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により、適切な進行管理を行います。



参考資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

《衆議院文部科学委員会における附帯決議》

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 学校図書館法

(昭和 28 年 8 月 8 日法律第 185 号)

(最終改正：平成 27 年 6 月 24 日法律第 46 号)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第 3 条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第 4 条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第 5 条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

- 第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

- 第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

- 第8条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
 - 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

水戸市子ども読書活動推進計画
年 月発行
編集・発行 水戸市立中央図書館
印刷